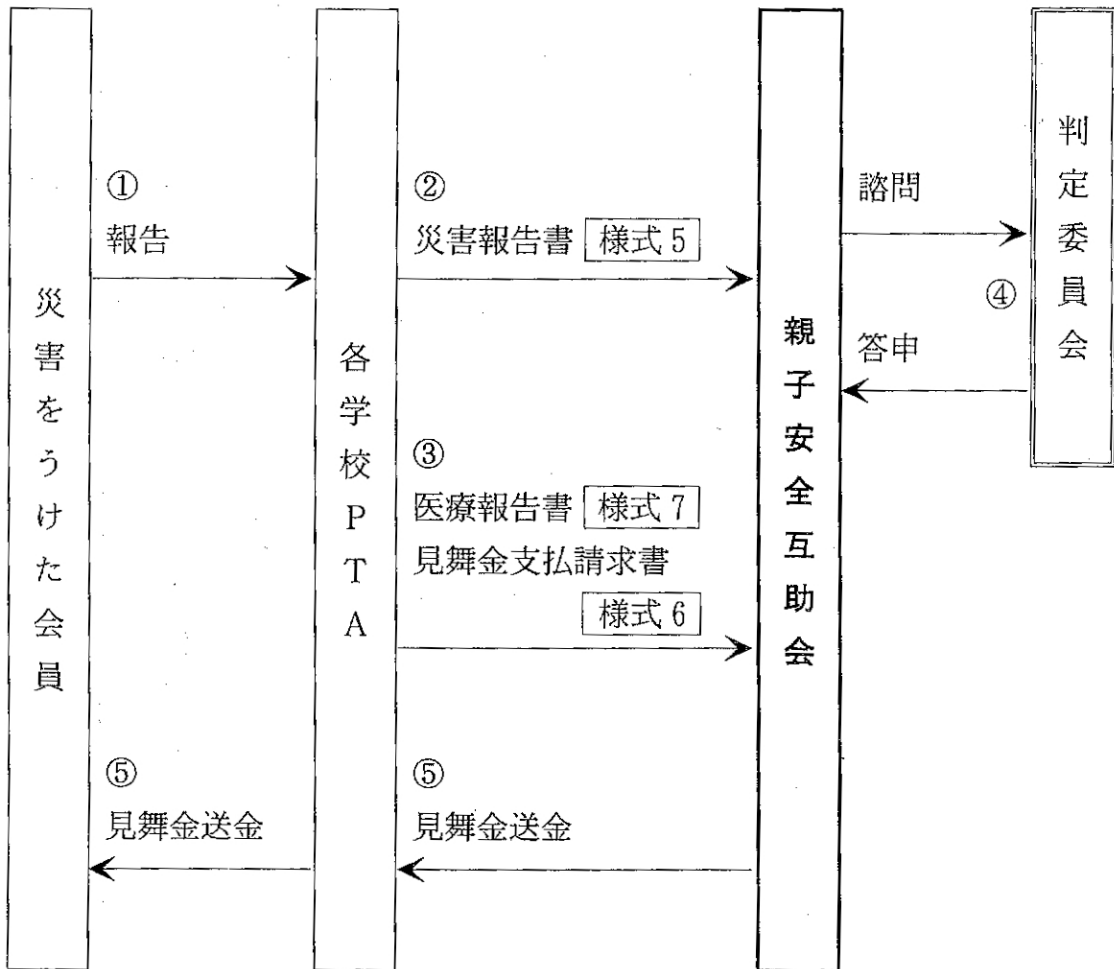


(3) 見舞金請求

(例) P T A活動中の疾病事故（熱中症など）で、傷害見舞金で給付されない場合等



P T A活動中に疾病事故が発生したら

- ① 直ちに各学校 P T A 会長に連絡し、親子安全互助会への手続きについて相談してください。
- ② 30日以内に、「災害報告書」様式 5 と、災害発生時の行事計画書又は案内状（学校名・ P T A 会長名等を記載）を、提出してください。
- ③ 治った段階で「見舞金支払請求書」様式 6 ・「医療報告書」様式 7 を提出してください。
- ④ 親子安全互助会判定委員会で、見舞い金額について判定します。
- ⑤ 親子安全互助会から、各学校 P T A を通じて会員へ見舞金を送金します。